

第20 定期点検に関する事務処理

(平成3年5月28日消防危第48号)

- 1 製造所等に設置されている消火設備、警報設備及び避難設備の点検項目等は、法第17条の3の3による点検に準じて行うこと。
- 2 屋外貯蔵タンクの定期点検のうち内部開放点検については、第21から第21の3を参照のこと。